

# 大雪地区広域連合個人情報保護条例施行規則

平成 15 年 12 月 22 日

規則第 8 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大雪地区広域連合個人情報保護条例（平成 15 年大雪地区広域連合条例第 29 号。第 2 条第 1 項第 2 号及び第 4 条第 1 項第 2 号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収集の通知)

第 2 条 条例第 4 条第 4 項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本人以外のものからの収集について本人の同意があるとき。
- (2) 本人以外のものからの収集について法令又は条例の定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている個人情報を収集したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、本人に通知しないことが正当と認められるとき。

2 条例第 4 条第 4 項の規定による通知は、個人情報収集通知書（様式第 1 号）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この限りではない。

(個人情報取扱事務の届出)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出は、個人情報取扱事務届出書（様式第 2 号）及び個人情報取扱事務変更届出書（様式第 3 号）により行うものとする。

2 条例第 5 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報を取り扱う事務の開始又は変更の年月日
- (2) 個人情報の保管方法
- (3) 個人情報の主な収集先
- (4) 個人情報の目的外利用等の有無
- (5) 前 4 号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

3 条例第 5 条第 2 項の規定による届出は、個人情報取扱事務廃止届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

(目的外利用等の通知)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該

当する場合とする。

- (1) 目的外利用等について本人の同意があるとき。
  - (2) 目的外利用等について法令又は条例の定めがあるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされている個人情報の目的外利用等をしたとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、本人に通知しないことが正当と認められるとき。
- 2 条例第6条第3項の規定による通知は、個人情報目的外利用等通知書（様式第5号）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由のあるときは、この限りでない。

（開示請求の手続）

第5条 条例第14条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、開示の方法の区分とする。

2 条例第14条第1項による開示請求は、個人情報開示請求書（様式第6号）により行わなければならない。

3 条例第14条第2項に規定する実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる広域連合長が認める書類を併せて提示しなければならない。

- (1) 運転免許証、旅券、健康保険等の被保険者証その他の本人又は代理人本人であることを証する書類
- (2) 法定代理人の場合には、代理関係を確認するための戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類
- (3) 本人の委任による代理人の場合には、委任状

（開示請求に対する決定等の通知）

第6条 条例第15条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書（様式第7号）
  - (2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 個人情報一部開示決定通知書（様式第8号）
  - (3) 個人情報を開示しない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書（様式第9号）
- 2 条例第15条第3項の規定による通知は、個人情報開示決定期間延長通知書（様式第10号）により行うものとする。

（交付部数）

第7条 個人情報の写しの交付部数は、開示請求1件につき1部とする。

(訂正等の請求の手續)

第8条 条例第20条第4号に規定する実施機関が定める事項は、請求の区分とする。

- 2 条例第20条の規定による訂正等の請求は、本人又は法定代理人が個人情報訂正等請求書(様式第11号)により行わなければならない。
- 3 前項の場合において、その請求が条例第19条第1項の規定によるものであるときは、訂正の内容が事実と合致することを証する書類を添付しなければならない。
- 4 第5条第2項ただし書及び第3項の規定は、訂正等の請求の手續について準用する。

(訂正等の請求に対する通知)

第9条 条例第21条第2項の規定による通知は、個人情報訂正等通知書(様式第12号)により行うものとする。

- 2 条例第21条第3項の規定による通知は、個人情報非訂正等決定通知書(様式第13号)により行うものとする。
- 3 条例第21条第5項において準用する条例第15条第3項の規定により期間を延長した場合の通知は、個人情報訂正等決定期間延長通知書(様式第14号)により行うものとする。

(訂正等実施の通知)

第10条 広域連合長は、条例第21条第2項の規定により個人情報の訂正等をしたときは、当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し、個人情報訂正等実施通知書(様式第15号)により通知するものとする。

(費用の納入)

第11条 条例第22条第2項に規定する個人情報の写しの作成及び送付に要する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用

- ア 乾式複写機による写しの作成 1枚につき10円
- イ ア以外による写しの作成 広域連合長が別に定める額

(2) 写しの送付に要する費用 当該写しの郵送に要する額

- 2 前項の費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 広域連合長は、条例第22条第3項の規定により費用を負担する者が経済的困難により同項の費用を納付する資力がないと認めるときは、当該費用を免除することができる。
- 4 前項の規定による費用の免除を受けようとする者は、当該免除を求める理由を記

載した申請書を広域連合長に提出しなければならない。

- 5 前項の申請書には、第3項の費用を負担する者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

（出資法人）

第12条 条例第24条に規定する町が出資している法人で規則で定めるものは、町が当該法人の資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

（個人情報の目録等）

第13条 条例第28条に規定する個人情報の目録等は、受付窓口に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第14条 条例第29条に規定する運用状況の公表は、大雪地区広域連合を構成する関係町の広報誌等に登載することにより行うものとする。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。